令和７年度　富山県巡回指導結果の傾向と対策

最も指導（否）割合が多かった（27.9%）、「特定の運転者に対して特別な指導を行っているか」の『**高齢者教育**』について解説します。

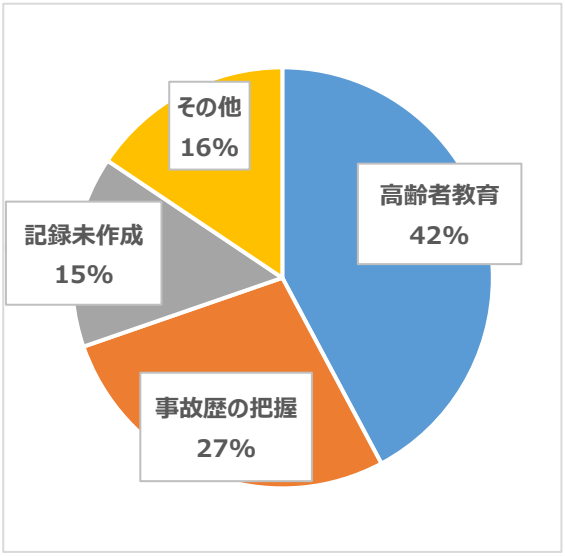

「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（以下「指導監督指針」という。）」では、

> ❑ 65 才に達した日以後１年以内に１回適齢診断を受診させ、その後３年以内ごとに１回受診させる。
>
> ❑ 適齢診断の受診結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法等について運転者が自ら考えるように指導する（適性診断の結果が判明した後１か月以内に実施）。

と規定されています。

また、指導監督指針では「加齢に伴う身体機能の変化を自覚することにより運転行動の改善をはかることが必要」としています。

適性診断業務を実施している NASVA では、65 歳以上の受診者は 64 歳以下に比べて、

- 加齢に伴う視覚機能の変化（見間違える、発見が遅れる、気が付かない、見ようとしない）
- 危険感受性（見落とし、漫然運転、きわどい運転、先急ぎ運転）
- 動作の正確さ（複雑な状況で混乱、予測外な状況で慌てる、緊張場面で落ち着きをなくす）
- 注意の配分（状況変化を把握しきれない、注意が偏る、運転に滑らかさが欠ける）

といった点を指摘しており、こうした傾向は、カウンセリング実施時にも表れて（意識と行動にズレ、見えているという錯覚）いるとしています。加齢の影響には個人差がありますが、

＊ 見えない･見づらい	速度を落とす
＊ 反応が遅れる	車間距離を空ける
＊ 疲労回復が遅れる	十分な休憩をとる

など、そのままの状態で運転を継続しないように、指導を実施してください。

※指導実施後は、教育記録簿として保存が必要です。

（指導要領の例）

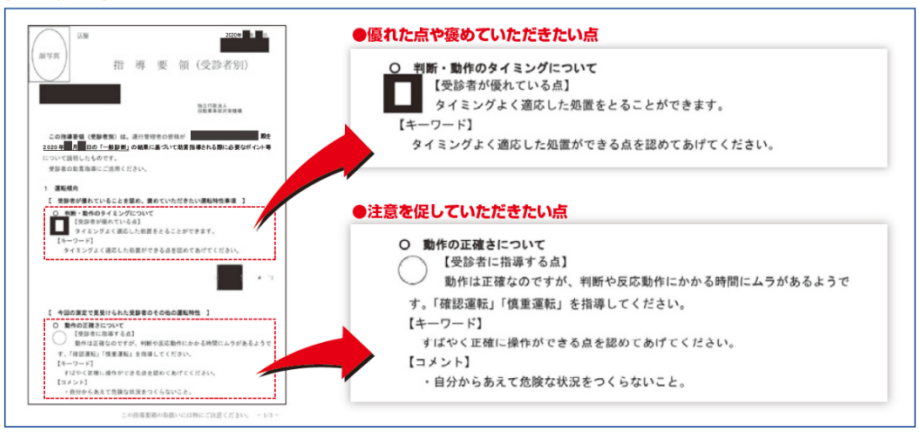

適性診断票

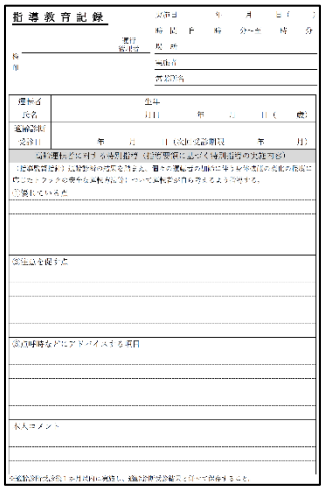

教育記録簿